

平成28年12月22日

亀岡市議会議長 西口 純生 様

発議者 議会運営委員長 堤 松男

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項の規定により提出します。

議第3号議案

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会の名称」の前に「常任委員の所属、」を加え、同条中「環境厚生常任委員会 7人」を「環境厚生常任委員会 8人」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、常任委員とならないものとする。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、任期満了による改選が任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

第7条第4項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の亀岡市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づく環境厚生常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されている者は、それぞれ改正後の亀岡市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定に基づく環境厚生常任委員会の委員長、副委員長及び委員として引き続き在任するものとし、その任期は、改正前の条例の規定に基づく常任委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、改正前の条例の規定に基づく環境厚生常任委員会において継続審査及び調査中の事件は、改正後の条例の規定に基づく環境厚生常任委員会に付議された継続事件とみなす。